本号で公布された法令のあらまし

◇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一一号）（経済産業省）

一　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部改正関係

経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に委任すること及び委員会の権限を経済産業局長に委任すること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　特別会計に関する法律施行令等の一部改正関係

特別会計に関する法律施行令（平成一九年政令第一二四号）等の関係政令について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴う条番号の修正等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

三　経過措置

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第五九号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇八号。以下「旧法」という。）に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）について旧法に規定する一般送配電事業者等（以下「旧一般送配電事業者等」という。）の同意が得られていない旧法に規定する特定供給者であって、平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三一日までの間に当該旧接続請求について旧一般送配電事業者等の同意を得るために必要な手続その他の行為であってその手続その他の行為を終了するまでに相当の期間を要するものを終了したものに関する改正法附則第五条の規定の適用について定める等の所要の経過措置を設けることとした。（第四条関係）

四　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

政　令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第十九条並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部改正）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六条第三項」を「第九条第四項」に改め、「申請に係る」の下に「再生可能エネルギー発電設備を用いた」を加え、同条第二項中「第六条第七項」を「第十条第四項」に、「同条第三項」を「法第九条第四項」に改める。

第三条中「第十九条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条第一項及び第二項中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十七条第三項第二号」を「第三十七条第三項第二号」に改め、同項第一号中「第十七条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二条　法第二十六条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（次項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第二十六条第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者の供給区域又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者の供給地点を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項第八号中「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同項第十号中「設備又は」を「設備若しくは」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（次条」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（次条第一項」に、「次条第一項」を「次条」に、「認定（次条」を「認定（次条第一項」に改める。